社会福祉法人慈光会　福利厚生の紹介　１

休日休暇制度

■休日

①日曜日及び国民の祝日に関する法律で定める日

②12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（①に掲げる日を除く）

③4 週につき６日の休日

■年次有給休暇

新たに採用された職員の採用年度の年次有給休暇は、採用月に応じて⑴の表に示す日数の年次有給休暇を付与する。

⑴

採用 月	**４～９月**	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
日　数	**１０日**	８日	６日	４日	３日	２日	１日

⑵

勤続年数	６か月	１　年 ６か月	２　年 ６か月	３　年 ６か月	４　年 ６か月	５　年 ６か月	６　　年 ６か月以上
日　数	１０日	11 日	12 日	１４日	16 日	18 日	20 日

次年度以降の年次有給休暇の日数は、⑵の表に示す日数をに付与する。

この場合、４月から９月に採用された職員の年次有給休暇は次年度１１日の付与、１０月から３月に採用された職員の年次有給休暇は 10 日の付与となります。

■その他の休暇（**有給休暇とは別に付与**）

① 結婚休暇

ア　本人の結婚　引き続く６日

イ　子の結婚　２日

② 配偶者の出産休暇　４日

③ 忌引休暇

ア　配偶者、子及び父母の死亡　７日

イ　兄弟姉妹、祖父母及び配偶者の父母の死亡

ａ　喪主のとき　７日

ｂ　喪主でないとき ３日

④ **夏季休暇（７月から９月の間）６日以内　ただし、新規採用者の初年度の夏季休暇は、次の表に示すとおりとする。**

※昨年度実績　希望者の取得率 100％

採 用 月	夏季休暇日数
４　月	５日以内
５　月	４日以内
６　月	３日以内
７　月	２日以内
８　月	１日以内